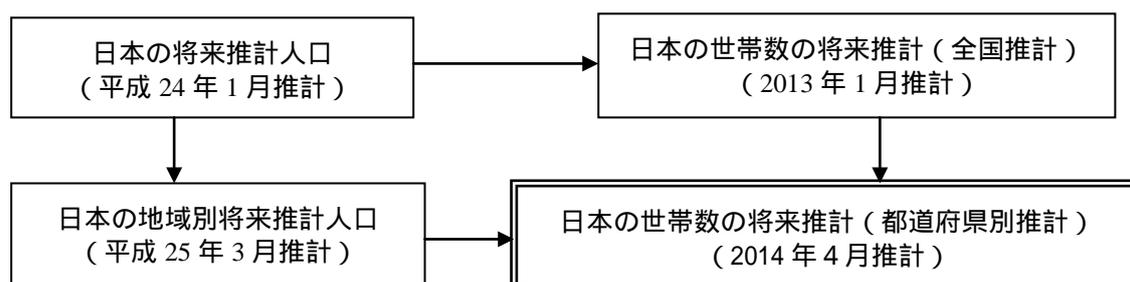


はじめに

国立社会保障・人口問題研究所では、これまで1966(昭和41)年、1971(昭和46)年、1995(平成7)年、2000(平成12)年、2005(平成17)年、2009(平成21)年の6回にわたって都道府県別世帯数の将来推計を公表しており、今回は2009(平成21)年12月に発表された『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2009年12月推計)』¹(以下、「前回推計」)に続く7回目の公表となる。特に1995年以降は家族類型別に推計を行っており、家族類型別世帯数の将来推計としては今回で5回目となる。なお、本推計による都道府県別の世帯数の合計は、2013(平成25)年1月に発表された『日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)』²(以下、「全国推計」)に合致する。また、本推計で必要となる将来の都道府県別人口には『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』³(以下、「地域人口の将来推計」)の結果を用いた(図 -1)。

図 -1 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計
(平成22年国勢調査を基準とするもの)



1 推計の枠組み

1. 推計期間

推計期間は2010(平成22)年～2035(平成47)年の25年間である。推計は5年ごとに行った。

2. 推計方法

推計には世帯主率法を用いた。世帯主率法は、世帯数が世帯主数に等しいことを利用し

¹ 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計) - 2005(平成17)年～2030(平成42)年 - (2009(平成21)年12月推計)』, 研究資料第323号, 2010年2月

² 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の世帯数の将来推計(全国推計) - 2010(平成22)年～2035(平成47)年 - (2013(平成25)年1月推計)』, 研究資料第329号, 2013年2月

³ 国立社会保障・人口問題研究所、『日本の地域別将来推計人口 - 平成22(2010)～52(2040)年 - (平成25年3月推計)』, 研究資料第330号, 2013年12月

て、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって世帯主数、すなわち世帯数を求める手法である。

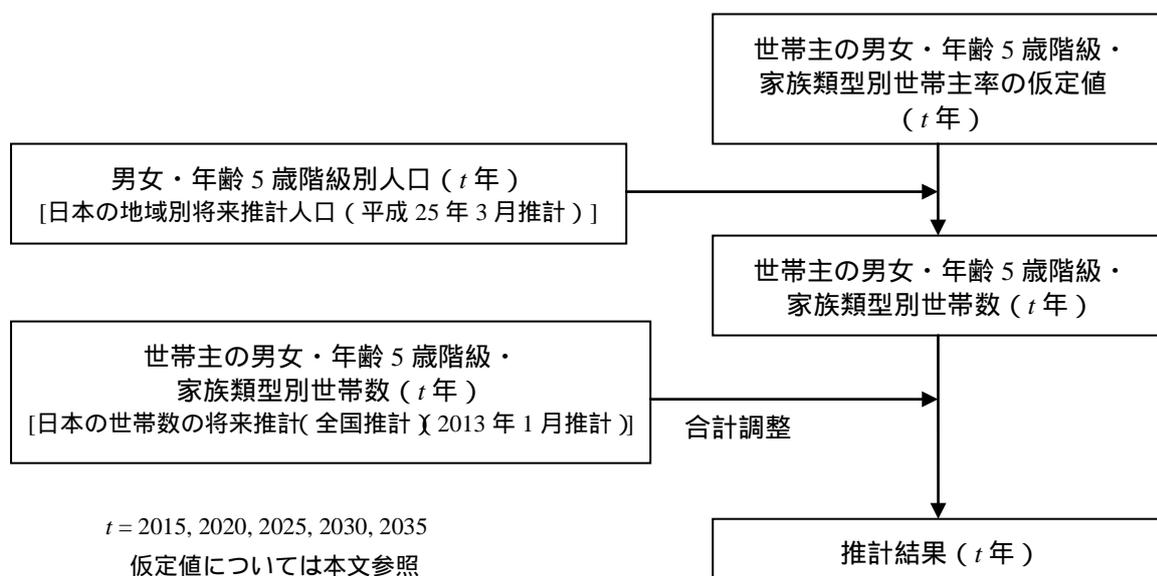
$$\text{世帯数} = \text{世帯主数} = \text{人口} \times \text{人口に占める世帯主数の割合}$$

すなわち、将来の人口と将来の世帯主率を掛け合わせれば、将来の世帯数が得られることになる。将来の世帯数を得るために必要な将来の人口と世帯主率のうち、人口はすでに公表されている「地域人口の将来推計」を利用することとし、本推計では将来の世帯主率について仮定値を設定する。将来の世帯主率の仮定値設定においては、「前回推計」と同様に、全国の世帯主率と各都道府県の世帯主率との相対的な関係に着目し、将来の全国の世帯主率をもとに都道府県ごとの将来の世帯主率を設定した。具体的な方法については後述する。

本推計では、世帯主率を世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別に区分してあつかう。本推計で用いる家族類型は、全国推計と同様に、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子から成る世帯」、「ひとり親と子から成る世帯」、「その他の一般世帯」の5類型である。

なお、世帯主率法によって都道府県別の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別にみた都道府県別世帯数の合計が、「全国推計」の結果に一致するよう補正を行ったものを最終的な推計結果とした。本推計の枠組みは図 -2のフローチャートの通りである。

図 -2 都道府県別世帯数の将来推計のフローチャート



3. 基準世帯数・人口等

推計の対象は国勢調査（総務省統計局）における一般世帯⁴とし、国勢調査の一般世帯の家族類型を集約して本推計の5区分の世帯数を得た（表 -1）。推計の起点となる基準世帯数と基準人口はそれぞれ、国勢調査による2010年10月1日現在の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数、男女・年齢5歳階級別総人口である。

また、将来の都道府県別人口として、「地域人口の将来推計」による男女・年齢5歳階級・都道府県別総人口、全国の世帯数として「全国推計」による世帯主の男女・年齢5歳階級別一般世帯数を用いた。

なお、2010年の国勢調査から一般世帯数に家族類型不詳の世帯数が含まれるようになった。これについては、男女・年齢5歳階級別に按分して含めた。

表 -1 本推計と国勢調査における世帯の家族類型

本推計における家族類型		国勢調査における家族類型		世帯数 ^{注)}	
				51,842	
一般世帯	単独世帯	一般世帯	単独世帯	16,785	
	核家族世帯		核家族世帯	夫婦のみの世帯	10,244
				夫婦と子供から成る世帯	14,440
				男親と子供から成る世帯	664
				女親と子供から成る世帯	3,859
	その他の一般世帯		親族のみの世帯	夫婦と両親から成る世帯	232
				夫婦とひとり親から成る世帯	731
				夫婦、子供と両親から成る世帯	920
				夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1,516
				夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	122
				夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	431
				夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	106
				夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	350
				兄弟姉妹のみから成る世帯	316
				他に分類されない世帯	586
		非親族を含む世帯	456		
			108		
		施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	7	
			病院・療養所の入院者	13	
			社会施設の入所者	47	
			自衛隊営舎内居住者	3	
			矯正施設の入所者	1	
			その他	39	

注：世帯数は2010年国勢調査の値(単位は千世帯)。ただし、一般世帯総数に世帯の家族類型「不詳」(85,798)を含む。

⁴ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しており、2010年の世帯数はそれぞれ51,842,307世帯と108,197世帯で、ほとんどが一般世帯である。国勢調査における「一般世帯」とは次のものをいう。

住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める)

上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

4. 推計結果の表章

推計は世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に行い、都道府県別に世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数および割合を求めた。この概要では都道府県別の家族類型別一般世帯数および割合について報告する。

5. 仮定値(将来の世帯主率)の設定

前述の通り、世帯主率法を用いて将来の世帯数を求めるためには、将来の世帯主率を仮定する必要がある。将来の世帯主率は、全国については、すでに公表されている「全国推計」の結果から将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を求めることができる。そこで、ここでは、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率について、全国の値と各都道府県の値との相対的な関係の将来の動向を設定し、それと将来の世帯主率の全国値から各都道府県の将来の世帯主率を求める方法をとった。具体的には以下の通りである。

ある都道府県*i*について、年次*t*の性別*s*、年齢*j*の人口を $P_i^s(t,j)$ 、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯主率を $r_i^s(t,j,k)$ とすると、世帯主の性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯数 $H_i^s(t,j,k)$ は

$$H_i^s(t,j,k) = P_i^s(t,j) \cdot r_i^s(t,j,k) \quad \dots(1)$$

で求められる。都道府県*i*の年次*t*、性別*s*、年齢*j*の人口 $P_i^s(t,j)$ は公表されている「地域人口の将来推計」の結果を利用できるので、世帯数 $H_i^s(t,j,k)$ を求めるためには、目標とする年次*t*の世帯主率 $r_i^s(t,j,k)$ を与えればよい。

本推計では、すでに公表された「全国推計」による将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の推移に連動させて、将来の都道府県別世帯主率の仮定値を設定する。このため、まず都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の全国値に対する相対的格差を設定し、その上で全国の世帯主率を基準として都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を得る。

全国の年次*t* ($t=2015,2020,\dots,2035$ 年)、性別*s* ($s=男,女$)、年齢*j* ($j=20$ 歳未満, $20\sim 24$ 歳, $\dots,80\sim 84$ 歳, 85 歳以上)、家族類型*k* ($k=$ 単独世帯,夫婦のみの世帯,夫婦と子から成る世帯,ひとり親と子から成る世帯,その他の一般世帯)の世帯主率を $r^s(t,j,k)$ 、都道府県*i*の世帯主率を $r_i^s(t,j,k)$ とし、全国の世帯主率に対する相対的格差 $D_i^s(t,j,k)$ を次のように定義する。

$$\begin{aligned} D_i^s(t,j,k) &= \{ r_i^s(t,j,k) - r^s(t,j,k) \} / r^s(t,j,k) \\ &= r_i^s(t,j,k) / r^s(t,j,k) - 1 \quad \dots(2) \end{aligned}$$

(2)より、都道府県*i*の世帯主率は全国の世帯主率と相対的格差を用いて次のように表すことができる。

$$r_i^s(t,j,k) = r^s(t,j,k) \{ D_i^s(t,j,k) + 1 \} \quad \dots (3)$$

ここで全国の世帯主率 $r^s(t,j,k)$ は「全国推計」の結果から得られるので、将来の年次 t における相対的格差 $D_i^s(t,j,k)$ を与えることで都道府県別に世帯主率 $r_i^s(t,j,k)$ を求めることができる。

相対的格差の将来の動向を設定するにあたり、1995、2000、2005、2010年の4時点について⁵、男女・家族類型別に世帯主率の相対的格差の動向を検討した。それぞれの年次で都道府県別に算出される男女・家族類型別世帯主率の相対的格差をもとに、都道府県の相対的格差の標準偏差を男女・家族類型別世帯主率に算出し、それを時系列で観察したところ、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」を除いて、相対的格差の標準偏差には直線的な減少傾向がみられた。そこで、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」以外の家族類型については、1995～2010年の相対的格差の標準偏差に回帰直線をあてはめ、この関係を将来に延長して2035年の標準偏差を推定した。その上で、2010年の値に対する2035年について推定された値の比を参考に将来の相対的格差の水準を設定した。また、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」については、相対的格差の標準偏差が拡大する傾向がみられたが、将来にわたり相対的格差の水準は2010年と同一と仮定した。本推計で設定した2035年の相対的格差の水準は以下の通りである（いずれも2010年の相対的格差を1としたときの2035年の相対的格差であり、以下では性別 s 、家族類型 k の値を $C^s(k)$ と表記する。）

	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
男	0.7	0.4	0.5	1.0	1.0
女	0.6	0.7	0.8	0.7	0.8

ただし、世帯主の年齢別に家族類型別世帯主率の相対的格差を観察すると、過去の時系列変動はより多様であった。そこで、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」以外の家族類型については、1995、2000、2005、2010年の4時点の国勢調査から得られる都道府県別の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の相対的格差を分析し、この間の動向に応じて将来の相対的格差の動向をさらに次の3つのパターンに類型化した（参考表1）。

⁵ 2010年の国勢調査では2005年以前からの家族類型の定義に若干の変更が加えられた。しかしながら、1995年から2005年については、同じ定義による家族類型別世帯数が遡及集計されており利用可能である。

[相対的格差の過去の動向]	[将来の動向]
: 過去15年間(5年ごと3期間)に一貫して縮小している	過去の趨勢の延長で縮小する
: 過去15年間(5年ごと3期間)に一貫して拡大している	2010年の水準に固定する
: , 以外	ゆるやかに縮小する

については、相対的格差が先に定めた水準に向かって直線的に縮小することとし、については、縮小の幅をにおける幅の2分の1とした。

なお、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」については、先述の分析結果を踏まえ、男女ともすべての年齢階級で家族類型別世帯主率の相対的格差は2010年の水準に固定、すなわち上記3パターンとの関連では類型に分類した⁶。

以上より、2035年における都道府県*i*の性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯主率 $r_i^s(2035,j,k)$ は、

$$r_i^s(2035,j,k) = r_i^s(2010,j,k) \times \{ D_i^s(2010,j,k) \times (C^s(k) + (1 - C^s(k)) \times \alpha^s(j,k)) + 1 \} \quad \dots(4)$$

$$\text{ただし、} \quad \alpha^s(j,k) = \begin{cases} 0 & (\text{の場合}) \\ 1 & (\text{の場合}) \\ 0.5 & (\text{の場合}) \end{cases}$$

で求められる。ここで、(4)式の

$$D_i^s(2010,j,k) \times (C^s(k) + (1 - C^s(k)) \times \alpha^s(j,k)) = D_i^s(2035,j,k)$$

とおくと、 $D_i^s(2035,j,k)$ は2035年の都道府県*i*、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の相対的格差となり、(4)式は(3)式について*t* = 2035とおいた式となる。なお、2015年から2030年の年次*t*における都道府県*i*、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の相対的格差 $D_i^s(t,j,k)$ は、2010年の相対的格差 $D_i^s(2010,j,k)$ から2035年の相対的格差 $D_i^s(2035,j,k)$ まで値が直線的に変化すると仮定して設定した。

6 . 平均世帯人員の算出

⁶ 女性世帯主の「夫婦のみの世帯」および「夫婦と子から成る世帯」については、過去一貫して世帯主率がきわめて低く、その変化も微小であることから、全年齢階級で2035年までの家族類型別世帯主率は2010年の水準に固定した。

都道府県別の平均世帯人員は、「都道府県別一般世帯人員÷都道府県別一般世帯総数」によって求めることができるが、「地域人口の将来推計」による将来の人口（外国人を含む総人口）には一般世帯人員のほかに施設等の世帯人員が含まれている。そのため、平均世帯人員を算出するには、都道府県別一般世帯人員を別途求める必要がある。本推計では、2010年の国勢調査から施設等の世帯人員を除く一般世帯人員の総世帯数に占める割合を都道府県別に求め、これと全国推計による一般世帯人員の将来の総人口に対する割合をもとに、将来の都道府県別一般世帯人員を求めた。